

ハローワークで受理した求人の詳細分析について

ハローワークで受理した求人については、「フルタイム」、「パートタイム」別の区分が可能であり、更にそれぞれの雇用期間の定めの有、無に応じて、雇用形態を細分化して区分することが可能である。

表 1 のとおり、例えば、「フルタイム」求人について、

- ・「雇用期間の定めなし」の場合は「常雇フルタイム」、
- ・「雇用期間の定めあり（4ヶ月以上）」の場合は「臨時フルタイム」

等の雇用形態別での集計が可能である。

また、「パートタイム」求人について、

- ・「雇用期間の定めなし」の場合は「常雇パートタイム」、
- ・「雇用期間の定めあり（4ヶ月以上）」の場合は「臨時パートタイム」

等の雇用形態別での集計が可能である。

1. 新規求人数の内訳

平成 27 年度の新規求人数の内訳をみると、求人全体に対して、常雇フルタイムが 45%、常雇パートタイムが 19%となっており、期間の定めのない求人が全体の 6 割強を占めている。また、常雇フルタイムは常用的フルタイムの 82%、常雇パートタイムは常用的パートタイムの 56%を占めている。なお、常雇フルタイムの 90%以上は正社員求人である（図 2）。

2. 雇用形態別の新規求人数の時系列推移

平成 23 年度以後の新規求人数の推移をみると、常雇フルタイム、常雇パートタイム、臨時パートタイム、臨時的（雇用期間が 4 ヶ月未満）パートタイムが増加傾向にある。直近では、臨時フルタイムは減少、臨時的フルタイムは横ばいとなっている（図 3）。

対前年度差では、どの年度でも、常雇フルタイム、臨時パートタイムの増加幅が大きく、特に平成 26・27 年度は、これら 2 項目で全体の増加分の 7～8 割を占めている（図 4）。

3. 雇用期間別の新規求人数の時系列推移

雇用期間に焦点を絞り、「常雇計」と「臨時・臨時的計」の 2 つに分けて対前年度差の推移をみると、直近 2 年度では、常雇計の方が増加幅が大きい（図 5）。

4. 雇用形態別の充足率の推移

雇用情勢の改善に伴い、充足率は全体的に低下傾向にある中で、常雇フルタイム、常雇パートタイムは、充足率の低下幅が全体よりも小さい（図 6）。

問い合わせ先

職業安定局雇用政策課

近藤 洋平

岸場 大輔

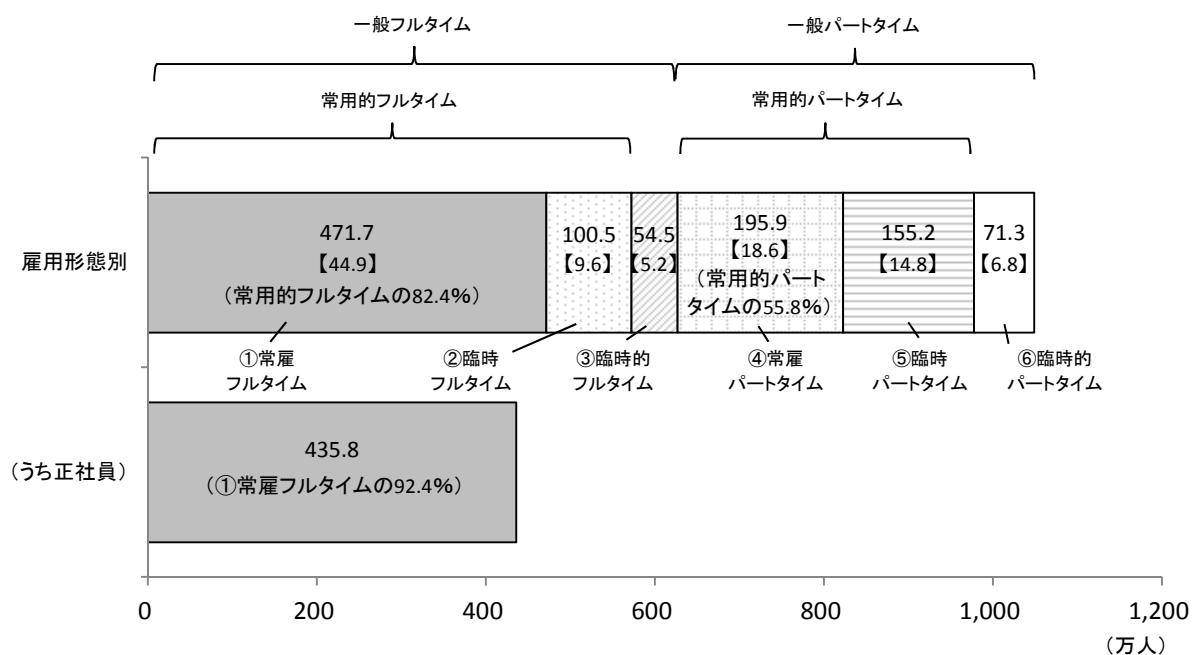
直通：03-3502-6770

表 1 雇用形態の分類表

求人区分	雇用期間	雇用形態
フルタイム	雇用期間の定めなし	①常雇フルタイム
	雇用期間の定めあり (4ヶ月以上)	②臨時フルタイム
	雇用期間の定めあり (4ヶ月未満)	③臨時的フルタイム
パートタイム	雇用期間の定めなし	④常雇パートタイム
	雇用期間の定めあり (4ヶ月以上)	⑤臨時パートタイム
	雇用期間の定めあり (4ヶ月未満)	⑥臨時的パートタイム

- (注) 1. 上記のほか「日雇」「季節」も集計しているが、これらを合算しても求人全体の1%以下であり、全体への影響は微少であることから、当レポートでは割愛した。
2. 一般職業紹介状況における「一般フルタイム」には「季節」が含まれているが、当レポートでは「季節」を割愛しているため(注1を参照)、便宜的に「季節」を除いたものを「一般フルタイム」と表記している。
3. 一般職業紹介状況では、「常用的」を「常用」、「臨時的」を「臨時」と表記している。
4. 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者(求人)を「パートタイム」といい、それ以外を「フルタイム」という。

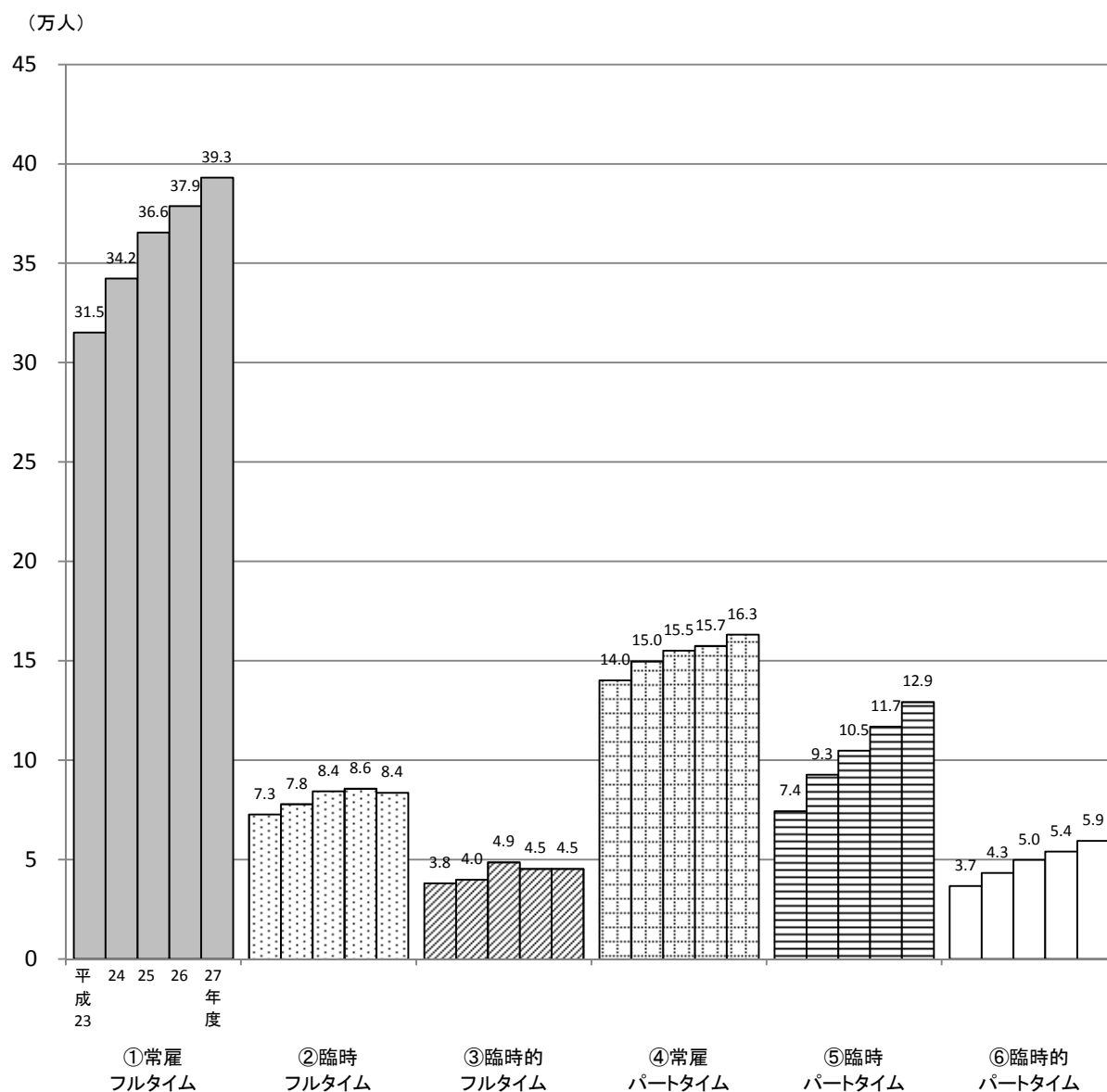
図 2 新規求人数の内訳(平成27年度)



資料出所：公共職業安定所(ハローワーク)の取扱件数をもとに雇用政策課で集計

- (注) 1. 数値は年度計。
 2. 【 】内は求人全体に占める割合(%)。
 3. 常雇フルタイムだが正社員ではない求人の例として、無期雇用派遣や期間の定めのない契約・嘱託などが考えられる。

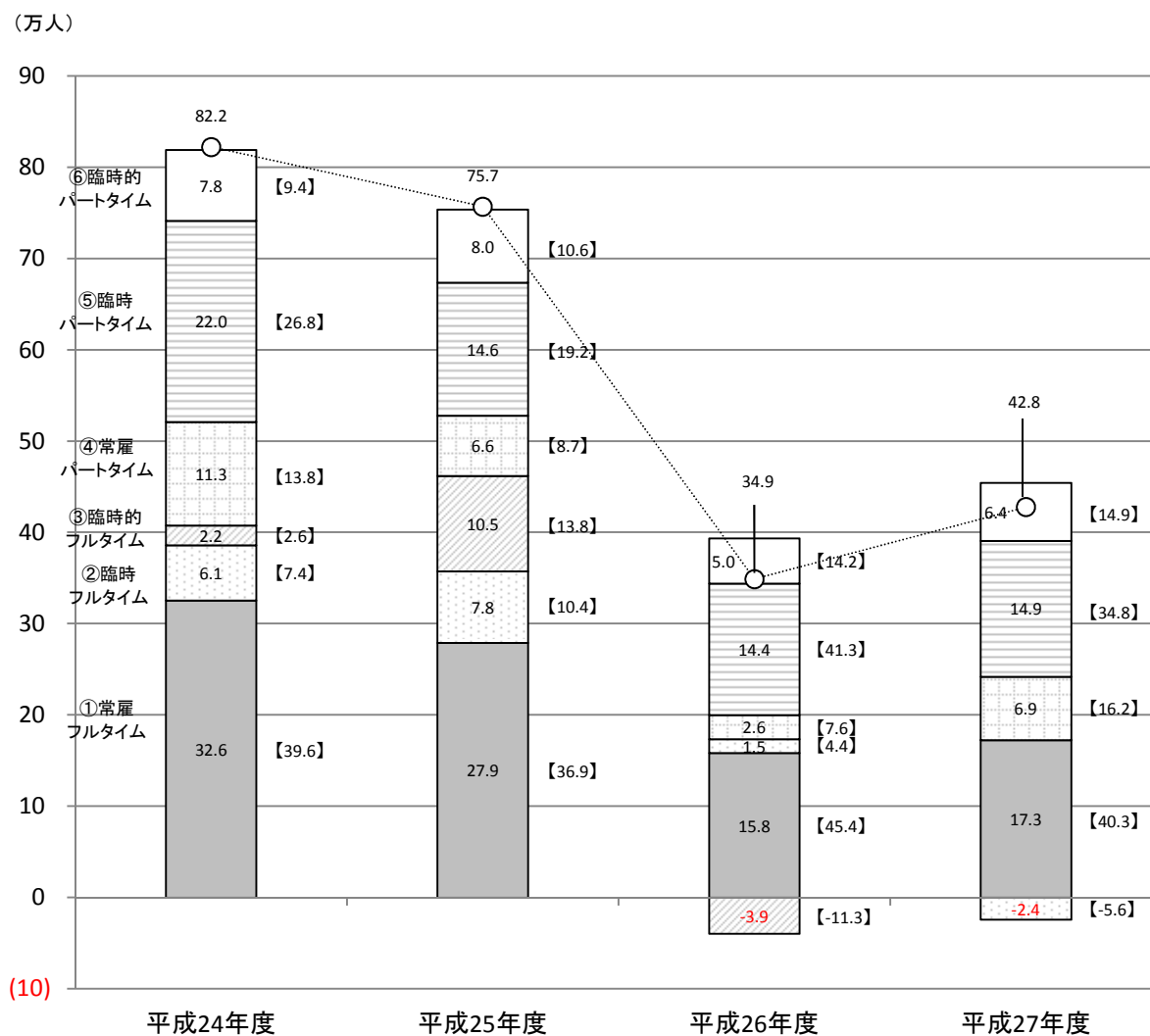
図3 雇用形態別新規求人数の推移【平成23年度～平成27年度】



資料出所：公共職業安定所（ハローワーク）の取扱件数をもとに雇用政策課で集計

（注）1. 数値は月平均。

図4 雇用形態別新規求人数の対前年度差の推移【平成24年度～平成27年度】

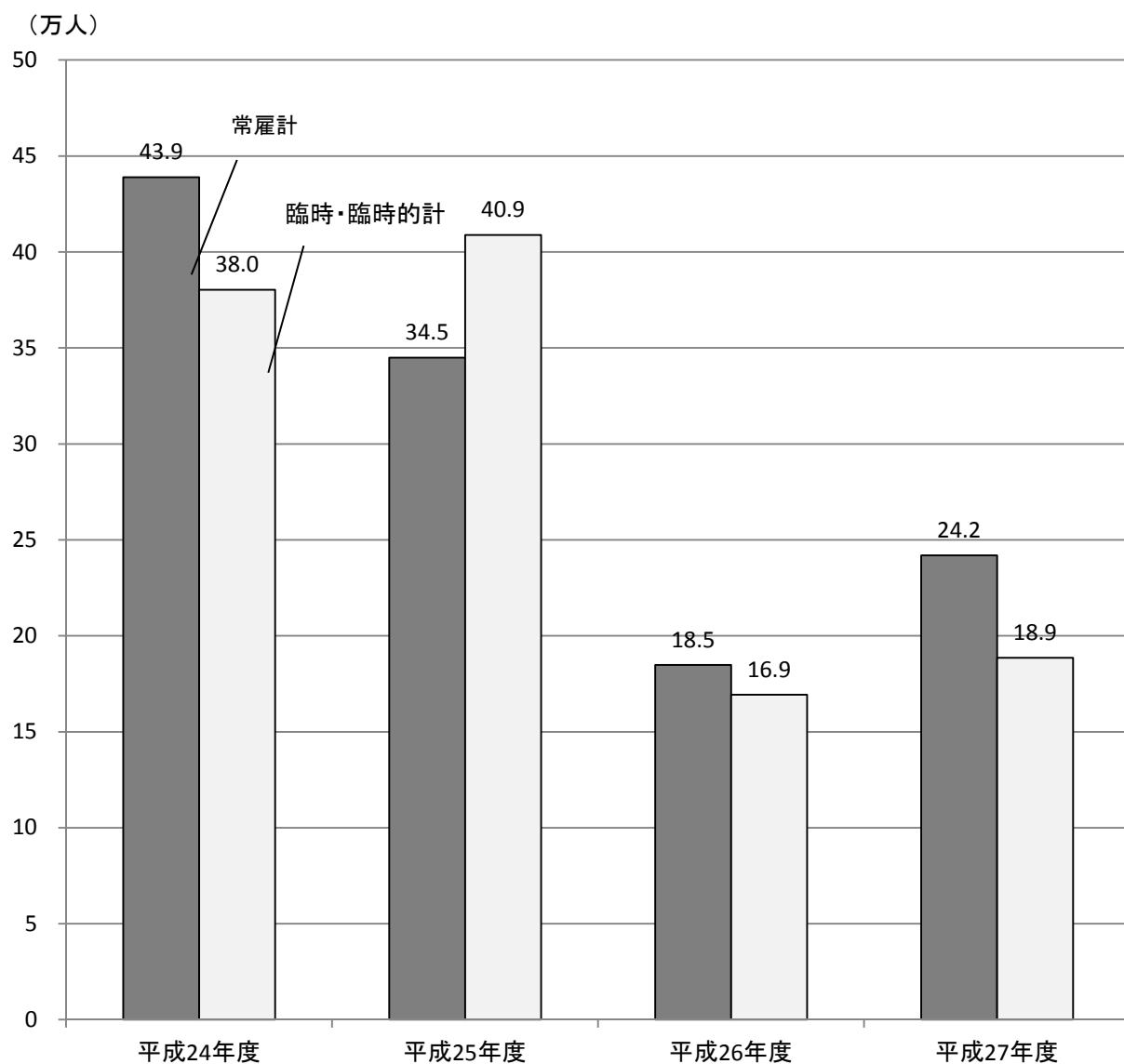


資料出所：公共職業安定所（ハローワーク）の取扱件数をもとに雇用政策課で集計

(注) 1. 数値は月平均。

2. 【 】内は求人全体の対前年度差に対する寄与率（%）。

図5 雇用期間別新規求人数の対前年度差の推移【平成24年度～平成27年度】



資料出所：公共職業安定所（ハローワーク）の取扱件数をもとに雇用政策課で集計

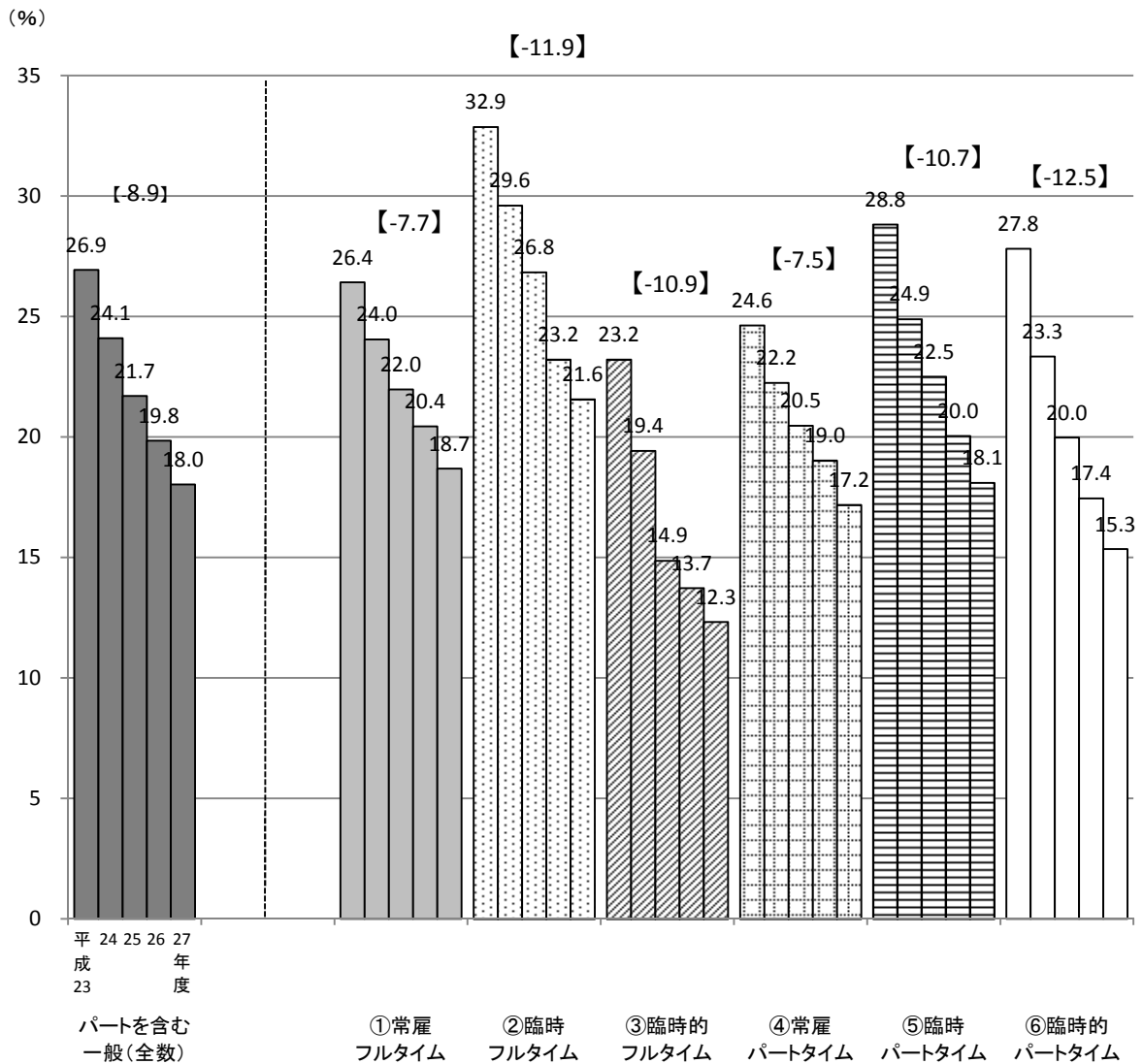
(注) 1. 数値は月平均。

2. 各項目の内訳は以下のとおり。

常雇計…常雇フルタイム、常雇パートタイム

臨時・臨時的計…臨時フルタイム、臨時パートタイム、臨時的フルタイム、臨時的パートタイム

図6 雇用形態別充足率の推移【平成23年度～平成27年度】



資料出所：公共職業安定所（ハローワーク）の取扱件数をもとに雇用政策課で集計

（注）1. 充足率は、（就職件数／求人数）で算出する。一般に、雇用情勢の改善過程においては、分母の求人数が増加する等の理由により、充足率は低下する傾向にある。

2. 【 】内の数値は平成23年度と平成27年度を比較した場合の減少ポイント。